

令和4年検第196278号

起 訴 状

令和4年7月1日

名古屋地方裁判所 御中

名古屋地方検察庁半田支部

検察官検事 榊原 茂助

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 愛知県知多郡半田町字東山

住 居 愛知県知多郡半田町字東山

職 業 農業

勾留中

江端兵十（22歳）
弘化3年生月日不詳

公訴事実

被告人は、明治元年（1868年）11月1日午後0時頃、愛知県知多郡半田町字東山所在の被告人方納屋内にて、殺意をもって、伊神野権（いがみのごん当時16歳）の背後から同人に向け、火縄銃で銃弾1発を発射して同人の背部に命中させたが、同人に加療1ヶ月の胸部銃創の傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかったものである。

罪名及び罰条

殺人未遂 刑法第203条、第199条